

公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会

クラス分け委員会規程

(総則)

第1条この規程は、公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）運営規程第10条の規定に基づく専門委員会として設置するJPCクラス分け委員会(以下「当委員会」という。)の運営に関することを定める。

(設置目的)

第2条当委員会は、わが国のパラスポーツにおけるクラス分けに関する啓発・教育を推進し、競技団体が行う国際基準に則ったクラス分けの実施支援とJPC戦略計画に基づくパラアスリートの発掘・育成・強化をクラス分けの視点から支援することを目的に設置する。

(事業)

第3条当委員会は、JPC運営委員会の決議に基づき業務を執行する。

2当委員会は、第6条の業務の経過及び結果をJPC運営委員会に報告しなければならない。

(委員)

第4条当委員会に、次の委員を置く。

委員長 1名

副委員長 1名

委員 10名以内

2 委員長は、JPC委員長が委嘱する。

3 委員は、委員長が選考し、JPC委員長が委嘱する。

4 副委員長は、委員長が委員の中から指名する。副委員長は委員長を補佐、委員長に事故がある時または欠けたときはその職務を行う。

(任期)

第5条委員の任期は、原則2年とするが再任は妨げない。

但し、委員長の任期は4期(8年)までとする。

2 委員の再任は妨げないが、連続した最長の任期は4期(8年)とする。

3 任期中に委員が辞めた場合は、前条第3項により委員を補充することができる。
但し、期は前任者の残任期間とする。

（業務）

第6条当委員会は、第2条の目的を達成するため次の業務を行う。

- 1 JPCクラス分け規程の策定
- 2 JPC戦略計画のクラス分けに関する支援
- 3 JPC加盟競技団体が行うクラス分け活動に対する助言・協力
- 4 IPCクラス分け規程並びに国際基準の啓発・教育の推進
- 5 JPC加盟競技団体から提出されるクラス分けアピールに関する業務
- 6 その他の必要な事項

（会議）

第7条必要に応じて委員による会議を開くことができる。

- 2 会議は委員長が招集して、その議長となる。
- 3 必要に応じて、JPC委員長、JPC副委員長、JPC事務局長は、会議に出席し意見を述べることができる。
- 4 委員長が必要と認めたときは、会議にオブザーバーの出席を求め、その意見を聴取することができる。

（規定の変更）

第8条本規程は、JPC運営委員会により変更することができる。

附則

本規程は、令和5年7月7日から施行する。

本規程は、令和8年8月1日から施行する。